

指定管理者運営評価シート

年度	平成26年度
所管課	健康づくり課

1 公の施設

公の施設名称	佐賀市休日歯科診療所
所在地	佐賀市兵庫北三丁目8番36号 佐賀市保健福祉会館内
施設概要	1. 設置目的 休日等における歯科救急患者の医療確保を目的とする。 2. 延床面積 82.58㎡(診療所のみ) 3. 建物構造 鉄筋コンクリート造4階建(診療所は1階) 4. 診療日 日曜日、国民の祝日及び1月2日・3日、8月15日、12月31日 5. 診療時間 午前9時30分～午後4時 6. 対象者 歯科救急患者 7. 診療科目 歯科、小児歯科

2 指定管理者

指定管理者	団体名	一般社団法人佐賀市歯科医師会	指定期間	開始日	平成23年4月1日
	所在地	佐賀市西田代二丁目5番25号		終了日	平成28年3月31日
選定方法	非公募		利用料金の採否	採	

3 指定管理者の管理の実施状況等

①施設の運営業務	1. 診療に関する業務 ①診察の受付、②診察及び治療処置、③薬の処方、④カルテの作成、整理及び保管 2. 診療報酬の請求に関する業務 ①診療料金の個人負担分の徴収、②診療報酬請求明細書(レセプト)の作成 ③診療報酬請求明細書の国保連合会及び社会保険支払基金への送付・請求 3. その他の業務 ①施設の総務・経理業務、②事務経費の執行、施設・設備の軽微な修繕業務、③医療事故の報告業務 ④事業計画書及び収支予算書の作成業務、⑤事業報告書の作成業務 ⑥指定期間終了にあたっての引継ぎ業務、⑦その他施設を管理する上で必要な管理業務
②施設の維持管理業務	佐賀市保健福祉会館内の施設であるため、施設管理は健康づくり課が実施している。
③指定管理者の提案による取り組みとその実施状況	休日歯科診療所は、さらに市民に認識されるよう、佐賀市報やフリーペーパー等を活用しPRを行っている。医療の向上のために診療時における注意などを記載した手引書を作成し、従事者への共通の理解と協力を得ている。施設の運営に関し、佐賀市との協議を行い、かつ薬剤師会との連携も密に行っている。

施設利用状況(量)を示す指標名	単位	指定期間中の実績			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①患者数	人	885	992	891	904
②患者数(佐賀市民のみ)	人	585	637	582	615
③					
④					
⑤					

4 利用者ニーズ・満足度等の把握(実施していない場合は、その理由)

①利用者ニーズ・満足度等の把握実施方法

利用者は救急診療を必要とする患者等であるため、状況を考慮し、ニーズ・満足度調査は実施していない。

②ニーズ等の把握結果

③把握結果等への対応状況

5 指定管理料およびその内訳(指定管理者の収入)

(単位:千円)

区分	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度決算	
指定管理料	4,142	4,119	4,971	4,498	/
うち修繕費					
うち備品費					
うち光熱水費					
摘要(補足説明等)	指定管理料は精算を行っている。				

6 使用料等の収納状況(市の収入)

(単位:千円)

区分	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算	平成26年度決算	
使用料					/
光熱水費等使用者負担金収入					
その他の収入					
合計	0	0	0	0	
摘要(補足説明等)					

7 指定管理者の自己評価

休日歯科診療所の運営において、佐賀市と協議を重ね、運営が円滑に進められるよう改善を行っている。年末年始をはじめ通年の診療状況を調査し、佐賀市への情報提供を行っていることもその一つである。また、当診療所は、性格上応急処置を行うことを中心とし、その後の治療をかかりつけの歯科医院にスムーズにバトンタッチできるよう体制を整えている。今後もよりよい医療を提供できるよう、ソフト面、ハード面の充実を検討していきたい。

8 市による指定管理者の評価

当施設は、救急医療施設として、安定的な救急医療の提供と健全な運営を継続するために、非公募方式で、佐賀市歯科医師会を指定管理者として選定している。民間の歯科が開いていない日曜日や年末年始、8月15日に、急な痛みを訴えて来られる患者さん達にとって、なくてはならない施設となっている。歯科診療所内で役員会を定期的開催されており、スタッフからの意見・要望等を把握し、限られた予算の中で、様々な改善策に反映されており、運営状況は良好である。